

## 市有施設への再生可能エネルギー等導入事業の実施事業者を公募型プロポーザルで選定します

本市は、令和3年11月6日に、2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティとよはし」を目指すことを宣言し、更なる温室効果ガスの排出削減を目指しています。本事業は市有施設へ太陽光発電設備を民間事業者が導入する事業（PPA※事業）で、民間ノウハウを最大限活用する公募型プロポーザル方式により実施事業者を選定するものです。

### 1. 事業目的

2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、公共施設へ再生可能エネルギー設備を導入し、使用電力の再エネ化（豊橋市役所 RE100）と地産地消を積極的に進め、平常時の温室効果ガス排出を大幅に抑制するとともに、施設のレジリエンス向上（停電時に施設へ電力を供給する災害対応力の向上）を図ります。

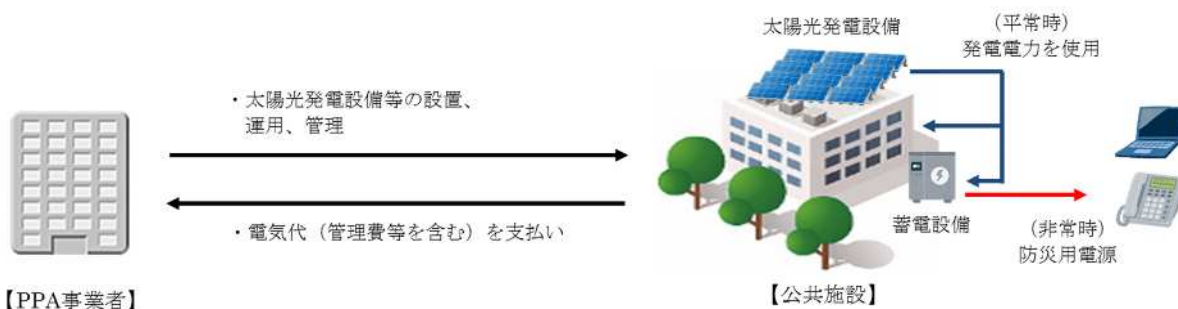
### 2. 事業概要

市有施設のうち保健所・保健センター、ライフポートとよはし、豊橋総合動植物公園に、太陽光発電設備を設置し、施設へ電力を供給する事業者（PPA事業者）を公募型プロポーザル方式により選定します。

事業者は令和5年度中に設備を導入し、設置した太陽光発電設備等による電力を施設へ供給します。事業期間は20年間とします。

#### <PPA事業スキーム>

- ・PPA事業者は施設の屋根やカーポート等に太陽光発電設備等を設置し、運用・管理します。
- ・市は設置場所を貸すとともに、発電された電力を使用し、電気代としてPPA事業者に支払います。
- ・PPA事業者は設置費用及び運用・管理費用を、市からの電気代で回収します。



※PPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）とは、設備設置事業者（PPA事業者）が施設の未利用地（屋根や隣接地）に太陽光発電設備を設置し、施設側は設備で発電した電気を購入する契約のこと。施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することができる。

### <事業者の業務内容>

- ・事業実施期間において施設の目的外使用許可、公園施設設置許可等を受け、太陽光発電設備や付帯設備等を設置し、電力調達・供給サービスの運営、及び維持管理等を行います。
- ・温室効果ガス排出量削減効果の検証業務を行います。

### <対象施設一覧>

公募対象区分は以下のとおりです。

- ① 保健所・保健センター
- ② ライフポートとよはし
- ③ 豊橋総合動植物公園

## 3. 公募要項等

公募要項等は市のホームページをご確認ください。

URL : <http://www.city.toyohashi.lg.jp/2799.htm>

## 4. スケジュール

令和4年11月25日(金)	プロポーザル実施公表
令和4年12月1日(木)	参加意向申出書に関する質問書提出締切
令和4年12月13日(火)	参加意向申出書提出締切
令和5年1月6日(金)	提案書に関する質問書提出締切
令和5年2月14日(火)	提案書提出締切
令和5年3月中旬頃	契約候補者通知
令和4年度末から令和5年度まで	詳細調査・導入工事
令和5年度中	電力供給開始

問合先 環境部 ゼロカーボンシティ推進課 主幹 大村 (電話 51-2409)